

令和5年4月28日

京都市交通局企画総務部
企画総務課契約担当

令和5年度入札・契約制度の運用の見直しについて

1 工事、測量・設計等に係る入札・契約関係書類等の押印見直し

下表に掲げる書類について、押印を不要とします。

【押印を不要とする書類】

入札 関係 書類	・ 一般競争入札参加資格確認申請書 ・ 積算内訳書（任意様式） ・ 実務経験証明書
その他	・ 中間前払金に係る認定請求書

※ 共同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式）は廃止しました。

2 契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応

契約保証及び前払金保証契約について、紙の証書の寄託に代えて、本市が電子証書を閲覧し確認することにより、契約締結又は前金払することを可能とします。

注1）受注者から保証事業会社等への申請を電子で行っていただく必要があります。

注2）電子証書の閲覧のため必要となる手続きの詳細は、4月3日付「契約保証及び前金保証に係る保証証書の電子化への対応について」でお知らせしています。

3 実施時期

令和5年5月1日以降に契約を締結する案件から実施します。